

選別紙十一の2「第22条の2」及び「第28条の4」や長べて回復紙の選別一の2「第47条第3項」や「第28条の4第2項又は第47条第3項」をもて回復紙の選別二の2「様式第1」や「その他は、様式第1」を「様式第7の備考14」や「様式第11の7の備考3」をもと。

選別紙十一の2の2「第27条の2」及び「第28条の3」や長べて回復紙の選別二の2「様式第1」や「その他は、様式第1」を「様式第7の備考14」や「様式第11の7の備考3」をもと。

選別紙十一の2の2「第27条の2」及び「第28条の3」や長べて回復紙の選別二の2「様式第7の備考14」や「様式第11の7の備考3」をもと。

選別紙十一の2の2「手続補正書（令第1条第2項の規定による命令に基づく補正）」や「手続補正書（国際予審請求書に係る補正）」をもて回復紙の選別二の2「様式第7の備考14」や「様式第11の7の備考3」をもと。

選別紙十一の2の2「様式第7の備考14」や「様式第11の7の備考3」をもと。

選別紙十一の2の2「次に次の回復紙をもと。

様式第15の2の2（第28条の3関係）

優先権の回復請求書

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示

2 出願人（代表者）

氏名（名称）印

あて名

国籍

住所

3 代理人

氏名印

あて名

4 回復を求める優先権

5 回復の理由

6 添付書類の目録

〔備考〕

1 「回復を求める優先権」の欄には、回復を求める優先権に係る出願の出願日、出願番号及び当該出願がされた国名（国内出願の場合）、広域官庁名（広域出願の場合）又は受理官庁名（国際出願の場合）を記載する。優先権の主張となる出願がA R I P Oにされた特許出願であるときは、その出願がその国についてされた国の中、少なくとも一の工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国又は世界貿易機関加盟国を（二以上の優先権の回復を請求するときは、優先権ごとに変えて）記載する。

2 「回復の理由」の欄には、第28条の3第1項に規定する優先期間内に国際出願を提出することができなかつたことについての正当な理由を具体的に記載する。

3 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第11の7の備考3と同様とする。

様式第15の2の3（第28条の3関係）

REQUEST TO RESTORE RIGHT OF PRIORITY

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name :
Address :
Country of nationality :
Country of residence :
Signature (印)

3 Agent

Name :
Address :
Signature (印)

4 Right of priority to be restored

5 Reason for restoration

6 List of Attached Documents

〔備考〕
様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第11の7の備考3並びに様式第15の2の2の備考1及び2と同様とする。

様式第15の2の4（第28条の3関係）

優先権の回復理由書

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示

2 出願人（代表者）
氏名（名称）印

あて名
国籍
住所

3 代理人
氏名印

あて名

4 回復を求める優先権

5 回復の理由

6 添付書類の目録

〔備考〕
様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4、様式第11の7の備考3並びに様式第15の2の2の備考1及び2と同様とする。

様式第15の2の5（第28条の3関係）

REASON FOR RESTORATION OF RIGHT OF PRIORITY

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name :
Address :
Country of nationality :
Country of residence :
Signature (印)

3 Agent

Name :
Address :
Signature (印)

4 Right of priority to be restored

5 Reason for restoration

6 List of Attached Documents